埼玉県社会保障推進協議会 2023年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

入間市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な 運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっており ます。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民 健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれまして は、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにして ください。

【回答・国保医療課】

当市の国民健康保険については埼玉県国民健康保険運営方針に基づき運営しておりますが、 運営方針において「同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる」国民健康保険税の統一を目 指すことを掲げており、令和9年度には収納率格差以外の項目を統一(準統一)することとしていま す。このため、当市の国民健康保険税率についても県が示す標準保険税率に近づけて行かなけれ ばなりません。

しかしながら、国民健康保険は、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「被保険者の所得水準が低い」といった構造的な問題を抱えており、厳しい財政状況にあることも事実です。

これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して国庫負担割合の引き上げや更なる財政支援を講じるよう要請をしてまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答・国保医療課】

「同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる」ことは、負担と受益の公平性の観点から望ましいものと考えます。

しかしながら、国民健康保険は、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「被保険者の所得水準が低い」といった構造的な問題から厳しい財政状況にあり、他の被用者保険などと比較して被保険者の負担割合が高くなっていることも事実です。

これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して国庫負担割合の引き上げや更なる財政支援を講じるよう要請をしてまいります。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁

止するのであれば憲法 92 条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答・国保医療課】

国民健康保険は、原則として必要な支出を加入者が納付する国民健康保険税と法律で定められた公費により運営していくことが重要であると認識しております。

一般会計からの法定外繰入金については、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、法定外繰入金の削減・解消を図っていくところであり、決算補填目的の繰り入れは難しいと考えます。

被保険者の保険税負担が上がらないようにするため、これからも国に対して国庫負担の引き上げや財政支援の拡充を要望してまいります。

③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ 国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備す るように県に要請してください。

【回答・国保医療課】

「同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる」ことは、負担と受益の公平性の観点から望ましいものと考えます。

しかしながら、国民健康保険は、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「被保険者の所得水準が低い」といった構造的な問題から厳しい財政状況にあり、他の被用者保険などと比較して被保険者の負担割合が高くなっていることも事実です。

これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して国庫負担割合の引き上げや更なる財政支援を講じるよう要請をしてまいります。

④国保法 77 条(保険料の減免)は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18 歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答・国保医療課】

子どもの均等割負担を廃止することについては、国保広域化に伴い策定された埼玉県国民健康保険運営方針において「決算補填に関わる繰入金は削減すること。」とされており、現状においては決算補填目的の法定外繰入金が増額となる減免を実施することは難しいと考えます。

現在、未就学児の均等割について、その半額が減額されておりますが、この範囲の拡大について、これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して要望してまいります。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答・国保医療課】

埼玉県国民健康保険運営方針において、令和9年度には収納率格差以外の項目を統一(準統一)することとされており、当市の国民健康保険税率についても県が示す標準保険税率に近づけていく必要があると考えます。

これからも埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、市国保運営協議会に諮りながら、適正な国保税率等を検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答・国保医療課】

子どもの均等割負担を廃止することについては、国保広域化に伴い策定された埼玉県国民健康保険運営方針において「決算補填に関わる繰入金は削減すること。」とされており、現状においては決算補填目的の法定外繰入金が増額となる減免を実施することは難しいと考えます。

現在、未就学児の均等割について、その半額が減額されておりますが、この範囲の拡大について、 埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答・国保医療課】

一般会計からの法定外繰入金については、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、法定外繰入金の削減・解消を図っていくところであり、決算補填目的の繰り入れは難しいと考えます。

これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して国庫負担割合の引き上げや更なる財政支援を講じるよう要請をしてまいります。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答・国保医療課】

これまで、国民健康保険特別会計における不足に対して入間市国民健康保険財政調整基金を積極的に活用し、被保険者の税負担の増大を抑えてまいりました。

その結果として、令和4年度の決算(見込)時点において、基金積立額のほぼ全てが無くなり、 今後は基金からの繰入金を不足に充てることができない状況となっています。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。
- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。
- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答・国保医療課】

国民健康保険法及び政令において、特別の事情もなく納期限から 1 年を超えて国保税の滞納が続いた場合は「被保険者資格証明書を交付する」と規定されています。「交付することができる」 等と規定されているものではないため、一律に発行をやめることはできません。

入間市では、短期被保険者証・被保険者資格証明書交付基準及び短期被保険者証・被保険 者資格証明書事務取扱要領に基づき、郵送及び窓口での交付を適切に行っており、納税相談等 をしている方には、被保険者資格証明書の交付は行っておりません。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるに要請してください。

【回答・国保医療課】

マイナンバーカードの活用拡大に向けた改正マイナンバー法などの関連法は、令和5年6月2日の参議院本会議で可決・成立しており、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に一本化する流れは不可避と考えます。

マイナンバーカードは保険証利用に限らず、国が進めるデジタル社会の基盤となっており、その 信頼性の確保が重要であると認識しています。安全性の確保のために、誤りのないよう事務処理 やチェックをおこなっていくことは勿論ですが、安全性やメリットについて丁寧に説明していく必要 があるとも認識しております。

なお、マイナカードを取得しない人・取得できない人に対して本人からの申請に基づき交付する 「資格確認書」についても広報・周知を図る予定です。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答・国保医療課】

入間市では、短期被保険者証の期間は6ヶ月としています。

- (6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。
 - ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答・国保医療課】

入間市の国保税の減免基準については、平成31年4月より生活困窮世帯に対する減免基準を段階的に拡大しています。今後も「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」に基づき、申請者の個々の状況に応じて、適切に対応してまいります。

- (7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。
 - ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答・国保医療課】

国民健康保険一部負担金の減免基準については、平成 31 年度より貧困世帯に対する減免基準の拡大を実施しました。今後も「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」により適切に減免事務を行ってまいります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答・国保医療課】

申請書については、「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」により規定していますが、減免の判断に必要最低限の記載内容としています。また、一部負担金の減免制度については、市公式ホームページに掲載している他、入間市民便利帳「いるまにあ」、被保険者証送付時の案内にも掲載し、生活支援課等と連携をしながら周知に努めています。さらに、令和元年度から減免制度等の案内チラシを窓口で配付し、周知に努めています。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答・国保医療課】

申請減免の可否の判断は、医療機関では行えないため、難しいものと思われます。また、仮に 申請書等の預かりのみを行う場合であっても、必要書類等の確認等、医療機関に本来業務でな い負担を強いることになるため、難しいと思われます。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答・収税課】

現在、市役所窓口で直接納付いただく方法の他に、金融機関やコンビニエンスストアでの納付、 口座引落、電子決済など様々な納付方法を取り入れ、時間や場所を制限せずに納付できる環境 を整えております。

一方、滞納者に対しては、租税法律主義の原則に基づいて、国税徴収法第47条、地方税法第331条等により徴収職員は督促状を発して10日経過すると財産を差押えなければならない規定になっております。その運用が自治体の裁量によって決められるという規定は全くございません。

しかし、督促状発布後、すべての滞納税に対して差押するには物理的な問題もあります。そのため、自主納付していただきたいことや、どうしても一時に納付できない方へは、計画的な納付に向けた納税相談をしていただくために、催告書を発行し、折衝機会を提示しながら事務を進めております。それでも納付の意思が確認できない方については、差押等の滞納整理を行う流れで事務を遂行しています。

納税相談等で、生活困窮等により「払う意思があるのに払えない方」等と判断ができた場合は、 納税相談の際に生活実態を伺ったうえで、法令に則った猶予制度をご案内し負担分散を行う等 の対応をしています。

年2回休日開庁での相談業務も行っております。納付が困難な方はぜひ納税相談をしていた だきたいと思います。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答・収税課】

最低生活費を考慮せずに給与等の全額差押えは行っていません。滞納処分にあっては、差押 え禁止の法令を遵守して遂行しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答・収税課】

租税法律主義の原則に基づいて、国税徴収法第47条、地方税法第331条等により徴収職員は督促状を発して10日経過すると財産を差押えなければならない規定になっており、その運用が自治体の裁量によって決められるという規定は全くございませんが、上記(8)①の回答のとおり、催告書を発行し事務を進めております。

差押えにあたり、財産状況調査を行い、余剰財産等を優先的に差押える等、生計・事業運営に対して考慮はしています。しかしながら、売掛金の外に対象債権等がない場合等については、売掛金の差押えもやむを得ないものとして遂行しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答・収税課】

ご存じのとおり、国民健康保険税も地方税法で規定された地方税です。そのため、租税法律主

義の原則に基づいて、上記(8)①や③の回答のとおり滞納処分を行うこととなり、法令を遵守した うえで適切に対応しています。

他税目同様に収税課で徴収業務の管理を行っていることから、相談窓口の一元化に繋がって おり、生活困窮者等についても生活支援課との連携がしやすいものと考えています。連携が適切 に行われることにより、相談者への利便性はより向上するものと考えており、そのような観点から も、他税目と区別なく対応し、当事者の生活実態に即した総合的な対応が行えるものと考えてい ます。

国民健康保険税に限っての特別な対応は特にしておりません。納税相談等で生活実態を伺ったうえで、総合的な判断を行い、必要な方へは法令に則った猶予制度を適用し負担分散を行う等の対応をしています。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答・国保医療課】

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答・国保医療課】

(1)②合わせて回答

傷病手当金とは、もともと生産手段を有さない被用者性に着目して、労働不能な場合の労働者の生活保障に由来した制度と解釈しています。

また、国保には、様々な就業生活形態の方が加入しており、自営業者等は被用者と異なり、療養の際の収入減少の状況も多様であり、所得補償として妥当な支給額の算出が難しいなどの課題が従来から指摘されていると認識しております。以上の理由から、被用者以外の者への支給は現実的でないと思われます。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答・国保医療課】

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令に基づき、市条例で次のとおり規定し、委員の 委嘱をしています。また、被保険者を代表する委員については、国保事業の適正かつ円滑な運営 に十分な理解と熱意を有し、広く情報の収集・発信ができる人物であることを考慮して選任してい ます。公募については、検討しています。

- 1 被保険者を代表する委員 5人
- 2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- 3 公益を代表する委員 5人
- 4 被用者保険等保険者を代表する委員 3人
- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答・国保医療課】

入間市国民健康保険運営協議会の会議は、事前申込による傍聴を可能とし、市民に広く公開

し、開催しています。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答・健康管理課】

本市における特定健診は、本人・家族ともに無料で受けられます。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答・健康管理課】

本市では、特定健診と同時に各種がん検診を受けられる体制を整えています。ただし、受けられるがん検診の種類は医療機関により異なります。

③ 2023 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答・健康管理課】

年間 2 回、対象者へはがきによる受診勧奨を実施します。具体的には、1 回目は受診率が低い働き盛りの世代(40 歳~59 歳)や新型コロナウイルス感染症の流行により受診を控えていたと思われる方を対象に送付し、2 回目は当該年度未受診者を対象に送付する予定です。

また本市独自の受診率向上対策事業として、9月を「特定健康診査受診強化月間」と定め、市内各所へのポスターの掲示や、市公式ホームページの活用による情報発信に取り組みます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答・健康管理課】

各種健(検)診において取得する個人情報は全てシステムで管理しており、利用目的の範囲内で適切に取り扱っています。また、健(検)診結果は要配慮個人情報に当たるため、本人に渡すことを原則とし個人情報の流出を防止しています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022 年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答・財政課】

4,098,487 千円

② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答・財政課】

今後の市の財政状況はより一層厳しさを増していくことが予想されるため、国保税への財政調整基金の活用は予定しておりません。

【回答・国保医療課】

これまで、国民健康保険特別会計における不足に対して入間市国民健康保険財政調整基金を積極的に活用し、被保険者の税負担の増大を抑えてまいりました。

その結果として、令和4年度の決算(見込)時点において、基金積立額のほぼ全てが無くなり、 今後は基金からの繰入金を不足に充てることができない状況となっています。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答・国保医療課】

社会保障制度を維持していくためには、全ての世代で負担能力に応じて増加する医療費を公平に支え合う仕組みを構築する観点を踏まえたものであると理解しています。

2割を1割にすることで、更なる後期高齢者の保険料の増額、国民健康保険等、後期高齢者支援金の増額に繋がることから、医療制度を持続可能なものとするためにも、国に中止を要望することは考えておりません。今後の国の動向には注視してまいります。

なお、後期高齢者であっても(現役なみ所得者は除く)一定所得以上の方については医療費の 窓口負担を2割とし、それ以外の方は1割としています。

また、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されないように、施行後3年間(令和7年9月30日まで)、1ケ月の外来医療の窓口負担増加額を3千円に収まるよう配慮措置をしています。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答・国保医療課】

保険料の割合は世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役 世代の比率の変化に応じて2年ごとに見直すことになっています。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答・国保医療課】

高齢者の健康に関しましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行うため、健康 状態不明者についてしっかりと状況を把握するとともに、健康課題の把握・分析を行いフレイル対 策や通いの場への積極的な関与を通じ、高齢者の健康推進に取り組んでまいります。

【回答・高齢者支援課】

高齢者への見守りは、低所得所に限らず「入間市高齢者等地域ネットワーク推進会」の「高齢者等見守りネットワーク(元気でいるネ!ット)」において、地域の皆さんの日頃のさりげない見守りや声掛けによる見守り活動を行っています。高齢者の何らかの異変に気が付いた時は、地域包括支援センター等と連携し、状況の確認と必要な支援につなげています。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答・地域保健課】

入間市では、地域の健康課題に応じた事業を展開しています。生活習慣病に関する講演会や 教室等の開催をし、令和5年度は高血圧予防とこころの健康について新たな事業を展開していま す。

また、各地域の団体(老人会や高齢者サロン、保育所や小中学校の保護者等)から健康づくりに関する講座を依頼され、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士、精神保健師福祉士等の専門職が団体へ出向き、市民の方々の健康づくりを支援しています。

今後も市民の方々が、健康を維持増進できる環境づくりを支援して参ります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答・健康管理課】

現在、後期高齢者医療の被保険者を対象に無料で実施している健(検)診は、後期高齢者健康 診査、肺がん・結核検診、大腸がん検診、胃がん検診(胃部エックス線検査)、乳がん検診、子宮 頸がん検診です。他の市町村では有料で実施しているところが多い中、本市では多くの健(検)診 を無料で受けることができます。

人間ドックや脳ドックは無料ではありませんが、それぞれ 1 年度につき 1 回を限度として 28,000 円(上限)を助成しています。

歯科健診は埼玉県後期高齢者医療広域連合が 75 歳、80 歳の方を対象に無料で実施しています。

難聴検査(聴力検査)は人間ドックの検査項目(必須)として実施しています。後期高齢者健康 診査の検査項目は、国の基準に基づき特定健康診査と同様の項目としているため、基準に示され ていない聴力検査を導入することは現時点では難しいものと考えております。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答・高齢者支援課】

当課では、補聴器に関する助成制度を創設することについては検討していません。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。 国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答・健康管理課】

法律によって制度化された地域医療構想であり、地域の実情を踏まえた計画が検討されていると認識しております。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答・健康管理課】

医療従事者の離職防止、確保等は、県レベルで広域的に取組むべき課題と考えております。

- 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために
 - (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答・健康管理課】

適正な人員体制に努めてまいります。

【回答・地域保健課】

市民が安心して地域で生活できるよう人員配置の工夫等で対応して参ります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答・健康管理課】

県職員の応援や派遣職員による体制の強化に取り組んでいると認識しております。

【回答・地域保健課】

必要時、県や保健所へは相談をしながら意見を伝えています。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答・保育幼稚園課】

定期的な検査は行っておりませんが、令和 2 年度末から特定教育・保育施設、地域型保育事業並びに幼稚園などを対象に施設で陽性者が判明した場合、濃厚接触者以外の職員にPCR検査キットを配付、令和 4 年度からはより早期発見に向け抗原検査キットを配付し、施設の安全確保、保育業務への不安解消、感染拡大防止などのため活用していただいています。早期発見、保育業務維持に寄与していると考えています。

【回答・介護保険課】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いにつきましては、令和5年5月8日に2類から 5類に移行されておりますので、官民共に各高齢者施設の判断が優先されます。

また、社会的検査につきましては、今のところ予定しておりません。

【回答・学校教育課】※昨年と同じ内容とのことなので、福祉総務課にて記入済

当市では、定期的な社会的検査を行うことは考えておりませんが、日ごろの感染予防対策を継続するほか、感染予防に関する情報についても周知してまいります。

(4) PCR 検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答・健康管理課】

大規模な PCR 検査は、県レベルで広域的に取組むべき課題と考えております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、充分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答・介護保険課】

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に関係する介護制度の設計につきましては、国の審議会等での議論が行われているところです。

今後、国の指針や制度改正の情報などが示される予定でもありますので、国や県に対しまして、 機会がある都度に要望をしてまいります。 2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答・介護保険課】

介護保険料の次期改定につきましては、令和5年度中に第10次高齢者保健福祉計画・第9期 介護保険事業計画の策定と入間市介護保険条例にて保険料を定めてまいります。

また、第1号被保険者の介護保険料は、住民の負担軽減を考慮しつつ、高齢者人口の増加、介護サービス給付費の給付状況及び国の制度設計を勘案し、適正に決定してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。 さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の 個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答・介護保険課】

当市は、所得に応じて12段階の保険料を設定し、第1段階の保険料につきましては、平成27年度からの軽減措置を継承した保険料にて軽減強化を図っております。また、生活に困窮されている方につきましては、収入や財産に一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しております。

- 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。
 - (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答・介護保険課】

高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、特定入所者介護サービスなどの既存の介護 保険制度や国の基準に基づいた利用者の負担割合に応じて、公平な応益負担を実施しておりま すので、独自のサービスを行う予定はありません。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費(補足給付)」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答・介護保険課】

特定入所者介護サービス費は、令和3年8月に制度変更を行い、給付要件が変更となっておりますが、介護事業所や担当するケアマネージャーなどが負担状況を確認して、適切な介護サービスを受けられるように情報提供をしてまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と 居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。 【回答・介護保険課】

特定入所者介護サービス費の支給対象となることで、食費と居住費を負担限度額までの自己負担とすることができる現行制度があるため、新たな助成制度を設ける予定はありません。

- 6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握 し、必要な対策を講じてください。
 - (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答・介護保険課】

令和4年度に訪問介護や通所介護サービスを提供している介護事業所に対しまして、自動車1 台当たり3万円、最大10万円の市独自助成の原油高騰対策事業を実施しました。

令和5年度は、埼玉県が高齢者施設等光熱費等対策事業補助金として、介護事業所に支援することを確認しており、当市として、支援金を支給する予定はありません。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答・介護保険課】

令和3年度に感染防護具を約5,400着備蓄し、集団感染が発生した施設などに即時配付して まいりました。

また、今年度においても、感染状況に応じて備蓄している感染防護具を提供してまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。 公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答・介護保険課】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いにつきましては、令和5年5月8日に2類から 5類に変更されておりまので、定期的な PCR 検査などは各介護サービス事業者の判断が優先さ れます。

また、公費による定期的な PCR 検査につきましては、今のところ予定しておりません。ワクチン接種につきましては、令和5年度秋開始接種までは公費で行う予定です。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答・高齢者支援課】

入間市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(計画期間:令和3年度~令和5年度)において、特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備を予定しています。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答・高齢者支援課】

地域住民にとって利用しやすい環境となるよう、公共施設内への設置を進めるとともに、地域包括支援センターの周知及び相談体制の充実を図ってまいります。

また、地域包括支援センター運営協議会と連携して、よりよい運営・活動に向けた取り組みを行ってまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答・介護保険課】

少子高齢化の人口推移の中、介護福祉従事者の確保は、今後の課題として認識しております。 また、現場の声に耳を傾けるなどにより働き易い環境を整備することも必要と考えており、第9期 介護保険事業計画の策定において盛り込める対策や支援があるか検討をしてまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答・こども支援課】

埼玉県ケアラー支援条例(令和2年3月31日施行)、埼玉県ケアラー支援計画策定(令和3年3月)を受け、ヤングケアラー実態調査(令和3年7月)を実施し、実態調査報告書を作成(令和3年10月)しました。

実態調査から、(1)周知・啓発、(2)相談体制の整備、(3)関係機関との連携、(4)条例制定、(5)支援体制の整備を取り組み課題として施策を実施しています。具体的には、相談窓口の明確化(令和3年12月)、市民向け講演会、要対協構成機関向け研修会の実施(令和4年1月)、入間市ヤングケアラー支援マニュアルの作成(令和4年4月)、入間市ヤングケアラー支援条例制定(令和4年7月1日施行)、庁内連携会議の実施、その他にもチラシの作成・配布、出前講座の実施、埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会への出席等をしています。

また、昨年度には、ヤングケアラーに対して、ヘルパー派遣、学習支援を実施しています。今年度は、ヤングケアラーヘルパー派遣事業として予算化を行い、ヤングケアラー・コーディネーターも1 名配置しています。今年度も引き続き「ヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健やかな成長と自立が図られる」ことを目指し多方面へのアプローチ・支援を実施していく予定です。

11. 保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)を廃止し、誰もが必要な介護(予防)サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答・高齢者支援課】

保険者機能強化推進交付金は、介護保険の保険者機能の強化や自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進を図ることが目的であり、保険者には限りある財源を確保し、また有効に活用するため、新たな取り組みだけでなく既存事業等への活用が求められています。

高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立し、自分らしく尊厳のある生活を可能な限り継続できる「地域包括ケアシステム」の実現に向け、適正な事業の実施に努めます。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答・介護保険課】

介護保険制度は、介護保険サービス給付費のうち、約50%が公費負担になっており、残りを保険料で賄っております。保険料のうち、27%は40歳から64歳までの被保険者と医療保険者、23%は65歳以上の方が負担をしておりますが、介護保険法により法定負担が決められております。公費負担のうち国の負担割合について、当市は、保険者機能強化推進交付金を含め、約21%となっており、介護保険特別会計の重要な歳入となっております。保険者機能強化推進交付金の廃止に関わらず、必要な介護(予防)サービスを希望する被保険者が利用できるように介護保険の運営に努めてまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答・障害者支援課】

現在、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を含めた障がい者福祉プランを策定しているところです。策定に当たり、令和4年度には当事者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。国の障害者基本計画及び県の障害者計画等と整合性を図りながら、人権を尊重し、当事者の意見を反映したプランとなるよう、策定を進めていきます。

- 2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。
 - (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答・障害者支援課】

障害者地域生活支援拠点事業の5つの機能のうち、令和2年度に「相談」「緊急時の受け入れ・ 対応」を整備し、令和3年度からは「体験の機会・場」「地域の体制づくり」を整備しました。令和5 年度は「専門的人材の確保・養成」の整備を行う予定で、現在内容等の検討をしています。

この事業の整備のために、オンライン説明会を開催したり、多機関が集まる会議等で事業の周知を図りました。市民に向けては、市公式ホームページやSNSを活用し広く周知しました。

令和4年度末における、各機能整備状況としましては、緊急時登録者数は45人、緊急時の受け 入れ・対応の協定締結事業所数が3事業所、体験事業所登録数が15事業所です。

今後も更なる充実・拡大のために、基幹相談支援センターや相談支援事業所、障害者自立支援協議会等と連携を図りながら、当該事業の整備を進めていきます。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答・障害者支援課】

地域課題やニーズ、既存のサービスの整備状況等を確認しながら、事業者と意見交換等を行い、必要な施設整備を進めていきたいと考えておりますが、厳しい財政状況下、市の独自補助については難しい状況です。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム(重度の障害を持つ人も含め)、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答・障害者支援課】

地域課題やニーズ、既存のサービスの整備状況等を確認しながら、事業者と意見交換等を行い、必要な施設整備をすすめていきたいと考えております。なお、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所の指定に関しては県が行っています。

量の確保については、国や県の動向を注視し、多様なニーズに対応できるよう体制の整備に障がい者福祉プランの中で目標値を定めながら努めていきます。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護(80

歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど) 家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答・障害者支援課】

緊急対応については、地域生活拠点事業の「緊急時の受け入れ・対応」の機能において対応していきます。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、 相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答・障害者支援課】

施設職員の処遇改善等について、機会があれば国や県に要望していきます。相談窓口に関しましては、専門窓口の開設は職員の業務量から鑑みて難しい状況ですが施設職員からの相談には応じ、県や国に意見を挙げていきたいと考えます。

- 4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。
 - (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答・障害者支援課】

心身障害者医療費助成制度につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に合わせていますので、年齢制限と所得制限を設けています。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答・障害者支援課】

重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に合わせて実施しています。年齢制限と所得制限を設けています。精神障害者2級までの重度心身障害者医療費助成対象の拡大、急性期入院に係る医療費の助成対象化につきましては、県・近隣市等の動向を踏まえながら、今後の課題とします。

(3) 二次障害(※)を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として発症する二次障害(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答・障害者支援課】

入間市障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携しながら、今後の課題とします。

- 5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について
 - (1) 障害者生活サポート事業
 - ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答・障害者支援課】

実施しています。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答・障害者支援課】

県・近隣市等の動向を踏まえながら、今後の課題とします。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。 移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答・障害者支援課】

年齢制限はなく、市の独自助成としては、市内事業所への建物借上げ料補助や1時間当たり 600 円を超える自己負担分を補助することにより、利用者負担の軽減を図っています。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

【回答・障害者支援課】

配付枚数は、令和3年度から、従前の48枚を60枚に増やしています。補助券については、近隣市等の動向を踏まえ、今後の課題とします。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答・障害者支援課】

福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車等燃料費助成制度を3障害共通の支援策とすること については、今後の課題とします。配付枚数は、令和3年度から従前の48枚を60枚に増やしていま す。補助券については、近隣市等の動向を踏まえ、今後の課題とします。

また、福祉タクシーについては、介助者の同乗も可能です。自動車等燃料費助成制度の対象となる自動車については、障害者本人又は障害者と同一生計の方の所有のものとしています。なお、所得制限及び年齢制限は、現在行っていません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答・障害者支援課】

福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車等燃料費助成制度については、今後も近隣市等の動向を注視していきます。

また、県の補助事業として、県内一律の制度をめざすことについては、今後の課題とします。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答・危機管理課】

家族の有無は問わず、対象以外の方でも「その他」の登録事由で登録できます。搭載者ごとの避難経路・避難場所のバリアフリーの確認については、個別支援計画で対応することになります。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答・危機管理課】

市指定避難所のうち、青少年活動センター、老人福祉センターを状況に応じて福祉避難所として利用します。また、社会福祉施設等と福祉避難所の設置協定の締結を進めています。さらに、要配慮者の状況に応じて医療機関、福祉避難所又は社会福祉施設等へ速やかな移送を行うことを「入間市地域防災計画」で定めています。

(3) 避難所以外でも、避難生活(自宅、車中、他)している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答・危機管理課】

救援物資は原則、被災地拠点施設に搬送することになっていますが、社会福祉施設については、 施設管理者から要請があれば、施設入所者への生活救援物資の供給を行うことを「入間市地域防 災計画」で定めています。自宅・車中泊の方は、避難所で物資を受け取ることができます。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答・危機管理課】

「入間市避難行動要支援者計画」では、地域支援者の多数が被災し、要支援者の避難支援にあたるマンパワーが損耗している状況下では、地域支援者以外の組織(広域応援職員、市外ボランティア等)に対して名簿情報を提供することとなっています。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答・危機管理課】

危機管理の総合調整を担当する部署として、危機管理課を設置しています。保健所の機能を強化するための自治体の役割の明確化については、県及び国の責任において対応すべきことであると考えます。

- 7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。
 - (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答・障害者支援課】

国等の財政支援が必要と考えますが、必要な物品の支給について、担当部署とは情報共有を図り、 連携していきます。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答・障害者支援課】

入院体制の確保等については県の役割と考えますが、必要に応じて協力していきます。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答・地域保健課】

今年度は国から春と秋の年2回の接種計画が示されていますが、各接種の対象に含まれる障害者施設の通所者等については、施設の求めに応じて、先行して接種券を発送しています。

また、接種先の医療機関についても、障害者施設でこれまで接種実績のある医療機関と調整いただき、接種をしていただくように促しています。

(4)物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答・障害者支援課】

国等の財政支援が必要と考えますが、障害者施設への補助金の増額及び継続については、今後の課題とします。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいた します。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また 雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022 年 12 月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和 5 年度から県の組織「スマートステーション flat」(令和 2 年 4 月 1 日開設)で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答・人事課】

本市の職員採用試験においては、障害等により配慮が必要な方からは、事前にお申し出いただき、 配慮するよう努めております。また、就職に際して困難に直面する難病患者がいらっしゃることは理 解をしておりますが、症状による差が大きく、必要な配慮も異なることから、就業可能となる勤務形 態や職務内容については、研究する必要があると考えています。

なお、本市に難病患者が在籍しているかは調査をしておらず、その現状は把握しておりません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

- 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
 - (1) 待機児童の実態を教えてください。
 - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実

態を教えてください。

【回答・保育幼稚園課】

待機、保留を含めた児童数は102名です。内訳としては、待機が14人、保留が88人です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ 児童総数を教えてください。

【回答・保育幼稚園課】

0歳は12人、1歳は87人、2歳は102人、3歳は174人、4歳は191人 5歳は188人で総数は754人となります。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
 - ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答・保育幼稚園課】

- ・認可保育所については、近年増加傾向にある低年齢児に対する保育ニーズなど、市民が求めるニーズに的確に応えていける施設、体制を整えるため、保育所整備計画に基づく整備及び維持を実施していきます。
- ・民間保育施設の参入に支援を行い、待機児童の解消を図ります。
- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答・保育幼稚園課】

育成支援児童が必要な支援を受けられる体制の整備については検討してまいりますが、現時点で補助金単価を増額する予定はありません。(要確認:しかし現状では補助対象児の増加に伴い補助金全体では増額傾向にあります。)

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答・保育幼稚園課】

認可外保育施設が認可施設に移行する際の施設整備費については、市の補助制度は設けておらず、国の補助制度による対応となります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答・保育幼稚園課】

保育所では5類移行後においても新型コロナウイルスの感染防止対策として、施設の消毒作業などを実施し、子どもの安全を確保しております。

少人数保育については、公立保育所では、国の配置基準より少ない人数で運営しております。加

えて保育の質の向上を図るための研修も順次実施しており、子どもに寄り添った支援ができるよう 努めております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答・保育幼稚園課】

- ・民間保育所における保育士の処遇改善のため、市では職員地域手当補助金、職員福利厚生費補助金などの補助を実施しています。
- ・事業者が保育士確保に役立てる事業として、新卒保育士に対する就職準備金貸付を実施しており、当市もその一部を補助金として負担しています。(埼玉県 15 万円、入間市 5 万円)
- 4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増に ならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳~2歳児の保育料を軽減してください。

【回答・保育幼稚園課】

保育料については、生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯等について無料となっています。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答・保育幼稚園課】

- ・3歳児以降の副食費については、今までも保育料に含まれる形で各保護者に負担をしていただいておりました。
- ・無償化の対象となるのは、保育料のみとなっており、副食費については引き続き保護者にご負担をいただきたいと考えております。
- ・ただし、無償化前に保育料が無料であった生活保護世帯やひとり親世帯、第3子以降の児童などについては、引き続き副食費も免除されるとともに、免除措置の対象範囲が年収360万円未満相当の世帯まで拡充されるなど、子育て世帯の軽減措置を講じています。
- 5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答・保育幼稚園課】

- ・研修については、地域の大学と連携し、保育の質の低下及び格差が生じないよう、民間を含めた市内保育施設の保育士等を対象とし、毎年度実施しています。
- ・認可外保育施設を含めた民間保育施設への立ち入り調査などの実施については継続して取り 組み、必要な指導監督に努めていきます。
- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答・保育幼稚園課】

- ・市全体の保育基盤の整備については、保育の質的な側面に配慮しつつ「入間市子ども・若者未来応援プラン」に基づき行ってまいります。
- ・育児休業を取得した場合でも、取得期間が最大2年以内であれば、上の子の継続利用を認めています。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40人以下」「児童1人当たり1.65 ㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答・青少年課】

待機児童の解消及び適正な運営が行えるよう予算の確保に努め、「入間市学童保育室整備計画」に基づき、整備してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答・青少年課】

「処遇改善等事業」は、既に活用を開始しております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、 常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるよう に改善してください。

【回答・青少年課】

埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に基づき、対応してまいります。

【子ども・子育て支援について】

- 9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。
 - (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。

就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答・こども支援課】

当市では、埼玉県内現物給付に伴う子ども医療費助成制度については、市内での現物給付と同様に 15 歳年度末(中学卒業)までとしております。年齢対象を満 18 歳になった年の年度末まで拡大することについて、令和6年度の実施にむけて検討中です。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答・こども支援課】

当市では、子ども医療費の無料化を15歳年度末(中学卒業)までとしております。

通院及び入院の対象年齢を 18 歳年度末までにする等、制度をさらに拡充することについては、 本来は国が実施すべき制度であると考えていますが令和6年度の実施にむけて検討中です。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

【回答・こども支援課】

子ども医療費助成について、国・県が実施すべき医療・福祉行政の一環として統一的な福祉医療 費助成制度を実施することを、これまでも継続して要望して来ており、今後も、埼玉県市長会等を通 じ、国・県に対し要望して参ります。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答・こども支援課】

子ども医療費助成について、国・県が実施すべき医療・福祉行政の一環として統一的な福祉医療 費助成制度を実施することを、これまでも継続して要望して来ており、今後も、埼玉県市長会等を通 じ、国・県に対し要望して参ります。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を 18 歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答・こども支援課】

ひとり親家庭等医療費についてはご質問のとおり自己負担金が設定されており、入間市では本人負担ではなく市が負担しております。ただ、市町村によっては本人負担となっており、各市町村で対応が異なっております。

子ども医療費の無償化について 18 歳まで引きあがる時には一律で同じ扱いにして利用者様に 不便がないようにするという観点からも埼玉県市長会等を通じ、要望していくか検討いたします。

子ども医療費年齢拡大の際は(ひとり親家庭等医療費に比べ人数が多いため)市の負担も含め埼玉県市長会等を通じて要望していくか検討いたします。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。 【回答・国保医療課】

国民健康保険税の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、 「従うべき基準」とされております。このため、国民健康保険税の賦課につきましては、国の基準を超

22

えて、独自に国民健康保険税の減額賦課について、条例で定めることはできない仕組みと認識しており、市独自の対策は難しいと考えます。

保険税水準の準統一など、標準化に向けて取り組んでいる状況から、子どもの均等割減免制度の対象年齢の引上げや、低所得者世帯向け減免などについても、入間市単独での取り組みではなく、県全体で取り組むことが望ましいと考えており、軽減の対象範囲の拡大について、これからも埼玉県国保協議会などを通して要請してまいります。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答・学校給食課】

これからも安全、安心、おいしい給食を提供できるよう努めながら地産地消にも一層取り組んでいきます。

無償化については、学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、学校給食に要する経費のうち、食材料費については、保護者負担であるとされております。また、学校給食法第11条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであり、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではないと、国としての考えを自治体に示しているものと認識しております。

しかしながら、当市では、子どもを社会全体で支え、その費用を社会全体で負担するという考え方に基づき、国において社会保障制度の在り方の中で議論を進めるべきことと捉えていることから、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すよう、県を通じて国に働きかけたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020 年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答・生活支援課】

生活保護制度の概要を記載した「生活保護のしおり」を窓口に配置し、どなたでも手に取れるようにしております。公式ホームページの「生活保護を受けるには」のページにも「生活保護のしおり」を掲載しています。相談の際は、「生活保護のしおり」を活用し、「生活保護とは憲法第 25 条や生活保護法に基づき、『健康で文化的な最低限度の生活の保障』と『自立の助長』を目的に作られた制度であること」「条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できること」を相談者にお伝えしています。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知(R5

年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行 わないよう徹底してください。

【回答・生活支援課】

申請者に扶養義務者との関係性を聴取し、申請者の意向を尊重し、国が示す「扶養義務履行が期待できない者の判断基準」に照らして、扶養照会の適否を慎重に判断しています。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報を預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」を NPO の外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官 OB が保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答・生活支援課】

ケースワーク業務の外部委託は予定していません。

また、警察官OBは雇用していません。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でも ミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで 良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答・生活支援課】

決定・変更通知書の書式・内容変更は、システム改修に伴う経費を要することですので、今後の参考とさせていただき、利用者への丁寧な説明に努めます。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、 保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用す るとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われ ないようにしてください。

【回答・生活支援課】

当市のケースワーカー1人当たり担当世帯数は80世帯以下です。

また、ケースワーカーには社会福祉主事の有資格者を配置しています。

査察指導員、担当者の能力向上と平準化、生活保護の適正実施を目的に、所内研修を実施し、不 勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないよう努めています。 6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」 と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保 護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その 希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答・生活支援課】

居宅が決まっていない申請者には、担当CWがヒアリングを行い、無料低額宿泊所等を案内し、申請者了解のもと入所していただいています。申請者の意向を無視して無料低額宿泊所への入所を強要することはありません。また、無料低額宿泊所入所後は、速やかにアパート等、住居を確保しています。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答・生活支援課】

電気代等の物価高への対応としては、今年度、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金が 支給されますように、生活保護受給者に関わらず、支給対象や支給内容等を国が決定されるものか と思います。施策が決定され、市町村対応の段階となりましたら迅速に対応していきます。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答・生活支援課】

総合相談支援室に、生活困窮者相談支援員、就労支援員、家計改善支援員を配置し、生活に困窮する市民の相談支援をしています。

相談内容に応じて、福祉部、こども支援部、健康推進部、市民生活部、総務部などの関係各課と連携し、利用できるサービス、制度につながるよう、包括的な生活支援を行っています。

状況により、関係課、関係機関の職員と家庭訪問なども行って、生活実態の把握に努めており、生活保護を必要とする方は、速やかに制度の利用につないでおります。